

産業廃棄物収集・運搬委託契約書（案）

令和 年 月 日

排出事業者（甲）

住 所 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号
氏 名 地方独立行政法人 秋田県立療育機構
(法人にあっては名称)
代表者 理 事 長 坂 本 仁 印

収集運搬業者（乙）

住 所
氏 名
(法人にあっては名称)
代表者

上記排出事業者（以下「甲」という。）と、収集運搬業者（以下「乙」という。）は、甲の事業場（別表3）から排出される産業廃棄物（以下、「廃棄物」という）の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業内容）

乙の事業範囲は別表1のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。尚、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本契約書に添付する。

2. (委託する廃棄物の種類・予定数量・予定運搬回数・単価)
甲が、乙に収集・運搬を委託する廃棄物の種類・予定数量・予定運搬回数・単価は別表2のとおりとする。
3. (輸入廃棄物の有・無)
甲が、乙に収集・運搬を委託する廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
輸入廃棄物：無
4. (運搬の最終目的地)
乙は、甲から委託された第2項の廃棄物を、別表2の処分場に搬入する。
5. (収集・運搬過程における積替保管)
乙は、甲から委託された廃棄物の運搬業務における保管を行う場合は、法令等に定める基準及び、第15条で定める契約の有効期間内に確実に運搬業務が完了する範囲とする。
積替保管施設に搬入できる廃棄物の種類：別表1 収集運搬に関する事業範囲(秋田市)
積替保管施設の所在地：別表1 収集運搬に関する事業範囲(秋田市)
積替保管施設の保管上限：別表1 収集運搬に関する事業範囲(秋田市)

第3条 (委託料の支払い)

1. 乙は、毎月の末日に、当該月の委託業務に関する実績報告書を甲に提出するものとする。
2. 甲は、乙から前項による実績報告書を受理したときは、速やかに検査確認しなければならない。
3. 乙は、前項の検査に合格したときは、当該1ヶ月分の委託料を甲に請求するものとする。
4. 甲は、乙から前項による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

第4条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 廃棄物の発生行程
 - イ 廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対して速やかに書面をもってその変更内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造過程又は廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 甲は、委託する廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽または記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令に定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りでない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約条の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書はマニフェストB 2票又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託を行わないこととする。
2. 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払）

1. 甲の委託する廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は別表2にて定める単価に基づき算出する。
2. 甲の委託する廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
3. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
4. 甲から乙への報酬の支払条件は下記のとおりとする。

締日 _____ 日 支払日 _____ 日 支払方法 _____

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除・暴力団等の排除）

1. 甲または乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。
 - (1) 他から仮差押え・仮処分・強制執行・競売などの申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (2) 破産・民事再生・特別清算・会社更生その他法的整理手続開始の申立てを受け、または自らこれらの申立てをしたとき。

- (3) 自ら振出しましたは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡事故が発生したときまたは支払停止・支払不能の状態にいたったとき。
- (4) 合併によらない解散したとき。

2. 甲または乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方からの通知または催告によって当該甲または乙の一切の債務は期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

- (1) この契約またはこれに基づく約定に違反したとき。
- (2) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3. 甲及び乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という）ではないこと。
- (2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- (3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
- (4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

4. 甲又は乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

- (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
- (2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

5. 甲または乙から契約の解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙または甲は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 乙の義務違反より甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任を免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合は、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
 - 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって当該廃棄物の引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業所に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（旧契約の解約）

甲乙間で過去に締結した旧契約書が存在する場合は、下記の旧契約書を本契約の締結日をもって失効する。

失効する旧契約書	締結日： 年 月 日
----------	------------

第14条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第15条（契約の有効期間および保存）

1. この契約は、有効期間を令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書を1通作成し、甲乙は記名押印の上、甲がこれを保有し、乙はこれの複写機によるコピーを保有する。

別表1 (第2条1項関係)

〔収集運搬に関する事業範囲 (産業廃棄物)〕

許可政令市:	秋田市
許可の有効期限:	別紙許可証の写しのとおり
事業の範囲:	別紙許可証の写しのとおり
許可の条件:	別紙許可証の写しのとおり
許可番号:	

〔収集運搬に関する事業範囲 (特別管理産業廃棄物)〕

許可都道府県:	秋田県
許可の有効期限:	別紙許可証の写しのとおり
事業の範囲:	別紙許可証の写しのとおり
許可の条件:	別紙許可証の写しのとおり
許可番号:	

別表2 (第2条第2、4項関係)
〔搬入先、種類、予定数量、予定運搬回数、単価〕

廃棄物の種類	
予 定 数 量	
予定運搬回数	
収集運搬単価	
搬 入 先	
場 所	
備 考	

廃棄物の種類	
予 定 数 量	
予定運搬回数	
収集運搬単価	
搬 入 先	
場 所	
備 考	

廃棄物の種類	
予 定 数 量	
予定運搬回数	
収集運搬単価	
搬 入 先	
場 所	
備 考	

別表3
〔甲の事業場〕

事業場	住所

廃棄物の適正な処理を行うための情報伝達シート

廃棄物の種類		廃プラスチック類	金属くず	木くず
適正処理の為の情報	発生工程			
	性状	固形物	固形物	固形物
	荷姿	バラ	バラ	バラ
	性状の変化	常温で変化なし	常温で変化なし	常温で変化なし
	混合等により生ずる支障	特になし	特になし	特になし
	日本工業規格C0950号に規定する含有マーク	なし	なし	なし
	石綿含有廃棄物	なし	なし	なし
	その他	安全の為、手袋着用	安全の為、手袋着用	安全の為、手袋着用

廃棄物の種類				
適正処理の為の情報	発生工程			
	性状	固形物	固形物	固形物
	荷姿	バラ	バラ	バラ
	性状の変化	常温で変化なし	常温で変化なし	常温で変化なし
	混合等により生ずる支障	特になし	特になし	特になし
	日本工業規格C0950号に規定する含有マーク	なし	なし	なし
	石綿含有廃棄物	なし	なし	なし
	その他	安全の為、手袋着用	安全の為、手袋着用	安全の為、手袋着用

廃棄物の種類				特管
適正処理の為の情報	発生工程			
	性状	固形物	固形物	泥状及び固形物
	荷姿	バラ	バラ	専用容器
	性状の変化	常温で変化なし	常温で変化なし	常温で変化なし
	混合等により生ずる支障	特になし	特になし	なし
	日本工業規格C0950号に規定する含有マーク	なし	なし	なし
	石綿含有廃棄物	なし	なし	なし
	その他	安全の為、手袋着用	安全の為、手袋着用	安全の為、手袋着用